

質問書に対する回答

(工事名) 道東自動車道 新得工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	参考図 ブロック積工詳細図(4) 図面 【8/40】 コンクリート断面図に胴込コンクリートと記載がありますが、材料表に胴込コンクリートの数量の記載がありません。設計数量をご教示願います。	胴込コンクリートは共通仕様書4-17-6支払に記載のとおり含まれますので、胴込コンクリートの数量については設計図書に基づき算出してください。
2	参考図 ブロック積工詳細図(1)～(4) 大型ブロック積工詳細図 特記仕様書 P22 ブロック積工で使用する裏込め砕石について、特記仕様書においては単価表の項目【裏込め砕石】には再生砕石を使用。 ブロック積工詳細図(2)は0-80mmの記載しかありませんが、裏込め砕石工においては全て再生砕石0-80、0-40で計上してよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりです。
3	数量明細表(3/7) 参考図：広内川橋 A2 橋台 擁壁工一般図(1) 数量明細表で、擁壁工：A1-3の設計数量が152.7m ³ と記載されておりますが、図面数量が155.7m ³ と異なります。どちらが正でしょうか。ご教示願います。	広内川橋 A2 橋台 擁壁工一般図(1)に記載の数量 152.7m ³ が正となります。
4	数量明細表(3/7) 参考図：広内川橋 A2 橋台 擁壁工一般図(1) 数量明細表で、擁壁工：B2-1の設計数量が173.1m ³ と記載されておりますが、図面数量が224.1m ³ と異なります。どちらが正でしょうか。ご教示願います。	広内川橋 A2 橋台 擁壁工一般図(1)に記載の数量 173.1m ³ が正となります。

5	<p>01_入札公告（説明書） 4-3.技術提案書の作成「下部工施工時」 技術提案書の評価項目</p> <p>「供用中路線に近接して行う下部工施工時における一般走行車両に対する安全対策」について、既設橋脚、橋桁等の変状防止対策を対象とした提案は、評価の対象となるか、ご教示願います。</p>	<p>提案された下部工施工時における既設橋脚、橋桁等の変状防止対策が、供用中路線（道東自動車道）を走行する一般走行車両に対する安全対策と評価者が判断した場合は、評価の対象となります。</p> <p>R 3.10.6 付け質問書に対する回答に記載しているとおり、橋桁や橋脚等の既設構造物への接触防止策は評価の対象となりません。</p>
6	<p>技術提案書作成説明書 1. 技術提案書の提出 作成ファイル名について 様式内容「技術提案意思確認書」のファイル名は、「様式-提案 2_技術提案書（会社名）」となっておりますが、「様式-提案 1_技術提案書（会社名）」ではないでしょうか。 また、様式内容「技術提案書」についても同様です。ご教示願います。</p>	<p>技術提案書作成説明書 1. 技術提案書の提出に記載されている作成ファイル名については記載のとおり作成ください。</p>
7	<p>参考図 高盛土詳細図（1）平面図（10/40）、高盛土詳細図（2）横断図（11/40） 高盛土動態観測について、高盛土詳細図（1）平面図と高盛土詳細図（2）横断図でクロスアーム沈下計、地中変位計、地下水位計の計測測点、高さ（H）、計測箇所数で図面の相違が御座います。どちらの図面が正しいか、ご教示願います。</p>	<p>高盛土詳細図（1）に記載の値が正しい値となります。</p>
8	<p>割掛工事【雑工事費】 割掛対象表の目地材費についてですが、ブロック積み工には「目地材」、擁壁工および大型ブロック積み工には「伸縮目地材」の記載があります。 割掛対象表の目地材とは、図面記載の「目地材」のみが対象なのでしょうか。それ以外も対象であればご教示願います。</p>	<p>割掛対象表の目地材費には「伸縮目地材」は含まれます。割掛対照表については後日、公告図書を訂正いたします。</p>
9	<p>計測工 C（内空変位測定、発破振動測定） 計測機器用の AC100V 電源は I 期線トンネルと別途で設置・撤去を行う事で宜しいでしょうか？若しくは I 期線トンネル内の AC100V 電源をお借りすることは可能でしょうか？</p>	<p>計測工 C に関して I 期線トンネル内の電源は使用できません。特機仕様書 30-6-6（6）に記載のとおり施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除く費用を含めて算出してください。</p>

10	<p>橋梁下部工 広内川橋 8/108、23/108、36/108、49/108、ペンケ オタソイ川橋 6/69、51/69 割掛対象表 橋梁下部工の広内川橋 A-1 のウイング支保工、P-1、P-2、P-3 の 内空支保工及びペンケオタソイ川橋の A-1、A-2 のウイング支保工 が計上されていませんが、協議対象になるのでしょうか？</p>	<p>ウイング支保工は土木工事積算基準（令和3年度版（東日本高速道 路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）第 13編コンクリート構造物10.支保工10-1（6）に記載のとおり 各種型わくの支保工に含まれているため別途計上しておりません。 また、広内川橋、P-1、P-2、P-3は数量明細表に記載のとおり 埋設型わくの施工とし、内空支保工は不要としています。 なお、監督員が必要と認めた場合は設計変更の対象となるものとお 考えください。</p>
----	--	--